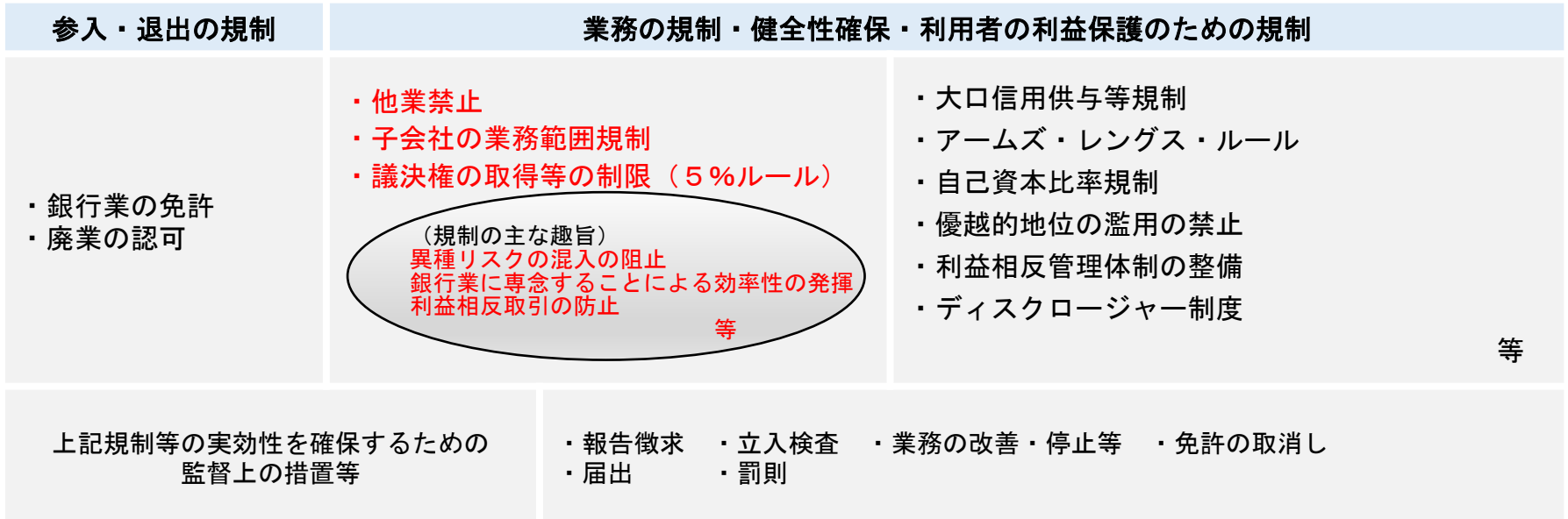


# 金融庁 資料

# 銀行法の意義・目的

銀行の業務（預金、貸出、為替）の公共性 に鑑み  
信用の維持、預金者等の保護、金融の円滑化 を図るため

銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための銀行法の主な規制等



持続可能な社会の構築  
社会経済の活性化や課題解決、企業・産業の支援への貢献



国民経済の健全な発展

# 銀行業高度化等会社

- 金融を取り巻く環境変化等を踏まえ、2016年銀行法改正により、銀行業の高度化等に資する他業を営む会社（＝銀行業高度化等会社）について、認可を取得することにより5%超の議決権の保有（出資）が可能に。
- さらに、2021年銀行法改正により「一定の高度化等業務」を行う銀行業高度化等会社（＝一定の銀行業高度化等会社）について、認可基準が緩和※された。
  - ※ 5%超の議決権保有で認可⇒議決権50%超保有まで認可不要（一定の高度化等業務以外を営む銀行業高度化等会社（＝他業銀行業高度化等会社）は引き続き5%超の議決権保有で認可が必要）

## 「一定の高度化等業務」の認可基準の緩和

（2020年12月 金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ報告」（抄））

高度化等会社が現に営んでいる業務や今後営み得る業務のうち、

- 銀行・銀行グループ以外の担い手が十分に存在しないことなどにより、社会経済において、銀行・銀行グループが営むことへの期待が高いと考えられる業務や、
- 金融業務との関連性から、銀行・銀行グループが営むことが社会的にも合理的であると認められる業務

であって、

- これまでの業務の実施状況等に鑑みて他業リスクや優越的地位の濫用、利益相反取引の著しいおそれがあるとは認められない業務（以下「一定の高度化等業務」という）については、認可基準を緩和することが考えられる。

## 銀行業高度化等会社

デジタル

など

地方創生

などの

持続可能な  
社会の構築

### ◆ 業務の個別列挙なし（他業銀行業高度化等会社）

### ◆ 一定の高度化等業務（一定の銀行業高度化等会社）

フィンテック	地域商社 (原則、在庫保有、製造・加工なし)
自行アプリや ITシステムの販売	データ分析・ マーケティング・広告
登録型人材派遣	ATM保守点検
障害者雇用促進法に係る 特例子会社	成年後見制度に関する業務

# 銀行業高度化等会社の認可基準等

		銀行業高度化等会社	
		他業銀行業高度化等会社	一定の銀行業高度化等会社
保有制度		5%超の議決権保有で認可が必要	50%超の議決権保有で認可が必要
認可基準	(共通の基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請銀行の資本金の額が対象会社の議決権を取得・保有するに足りる十分な額であること</li> <li>・申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること</li> <li>・当該申請時に申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、対象会社の5%超の議決権の取得・保有/子会社化の後も良好に推移することが見込まれること</li> <li>・対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請銀行及びその子会社等の財務及び損益の状況が良好であることが見込まれること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請銀行及びその子会社等の連結自己資本比率が適正な水準と見込まれること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行又はその子会社による対象会社の5%超の議決権の取得・保有後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること</li> <li>・申請銀行又は対象会社の顧客に対し、優越的地位の濫用が行われる著しいおそれがないと認められること</li> <li>・申請銀行又は対象会社が行う取引に伴い、顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請銀行が対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請銀行又はその子会社が対象会社の5%超の議決権を取得・保有することにより、申請銀行の業務の高度化や利用者の利便の向上、地域活性化、持続可能な社会の構築等に資すと見込まれること</li> </ul>	—

※ 一定の高度化等業務を営む会社については、5%超の議決権保有で届出が必要

## 北海道・札幌市の提案事項

銀行法施行規則第17条の4の3に限定列挙されている『一定の銀行業高度化等会社』の業務に、新たに、「GX関連産業（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動）」を追加する。

## 検討の方向性

- 地域の金融機関の果たしうる役割については、GX関連産業に対する北海道・札幌市の姿勢を十分に踏まえて考えることができないか。
- 「一定の高度化等業務」が認められた際には、特に、健全性への影響や優越的地位の濫用、利益相反取引のおそれについての議論がされたが、これらについては、所要の行政上の措置・運用を行うことなどにより、未然防止や早期の是正を図ることが可能ではないか。